

長野県文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中 康夫

○長野県条例第29号

長野県文化会館条例の一部を改正する条例

長野県文化会館条例(昭和57年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表の1の長野県民文化会館の項中

大ホール	3,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	日曜日、土曜日及び休日	101,000	166,000	187,000	267,000	353,000	408,000	を
大ホール	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	日曜日、土曜日及び休日	101,000	166,000	187,000	267,000	353,000	408,000	に、
		平日	94,000	160,000	189,000	254,000	349,000	398,000	
大ホール	5,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	日曜日、土曜日及び休日	123,000	200,000	226,000	323,000	426,000	494,000	
		平日	123,000	200,000	226,000	323,000	426,000	494,000	

を

中ホール	3,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	日曜日、土曜日及び休日	59,000	97,000	109,000	156,000	206,000	238,000
------	--------------------------	-------------	--------	--------	---------	---------	---------	---------

に、

中ホール	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	日曜日、土曜日及び休日	59,000	97,000	109,000	156,000	206,000	238,000
	5,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	平日	55,000	94,000	110,000	149,000	204,000	233,000
ホール		日曜日、土曜日及び休日	72,000	117,000	132,000	189,000	249,000	288,000

を

小ホール	3,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	日曜日、土曜日及び休日	14,000	22,000	25,000	36,000	47,000	54,000
1号楽屋、2号楽屋、3号楽屋、9号楽屋、10号楽屋、11号楽屋及び12号楽屋		1室について	800	1,400	1,600	2,200	3,000	3,400
		1室について						

に、

小 ホ 1 ル	3,000円を超え5,000円以下 の入場料を徴収して使用 する場合	日曜日、土曜日 日及び休日	14,000	22,000	25,000	36,000	47,000	54,000	
		平 日	13,000	22,000	25,000	35,000	47,000	54,000	
	5,000円を超える入場料 を徴収して使用する場合	日曜日、土曜日 日及び休日	16,000	27,000	30,000	43,000	57,000	65,000	
1号楽屋、2号楽屋、3号楽屋、9号楽屋、 10号楽屋及び11号楽屋		1室について	1,200	1室について	2,000	1室について	3,200	1室について	5,000

を

リハーサル室	3,500	5,900	7,000	9,400	12,900	14,700
--------	-------	-------	-------	-------	--------	--------

に、

12号楽屋	800	1,400	1,600	2,200	3,000	3,400
リハーサル室	4,500	7,600	9,000	12,100	16,600	18,900

を

1,000	1,700	2,000	2,700	3,700	4,200
1,500	2,600	3,000	4,100	5,600	6,300
1室について 800	1室について 1,400	1室について 1,600	1室について 2,200	1室について 3,000	1室について 3,400

に改め、同1の長野県伊那文化会館の項中

1,300	2,200	2,600	3,500	4,800	5,400
3,000	5,100	6,000	8,100	11,100	12,600
1室について 1,600	1室について 2,700	1室について 3,200	1室について 4,300	1室について 5,900	1室について 6,700

を

大ホール	3,000円を超える入場料 を徴収して使用する場合	日曜日、土曜 日及び休日	69,000	113,000	128,000	182,000	241,000	279,000
------	------------------------------	-----------------	--------	---------	---------	---------	---------	---------

に、

を

に改め、同1の長

大ホール	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	日曜日、土曜日及び休日	69,000	113,000	128,000	182,000	241,000	279,000
		平日	64,000	109,000	129,000	173,000	238,000	271,000
		日曜日、土曜日及び休日	84,000	137,000	155,000	221,000	292,000	338,000

小ホール	3,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	日曜日、土曜日及び休日	17,000	28,000	32,000	45,000	60,000	69,000
		1号楽屋、2号楽屋、3号楽屋、6号楽屋及び7号楽屋	1室について 800	1室について 1,400	1室について 1,600	1室について 2,200	1室について 3,000	1室について 3,400

小ホール	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	日曜日、土曜日及び休日	17,000	28,000	32,000	45,000	60,000	69,000
		平日	16,000	27,000	32,000	43,000	59,000	67,000
		日曜日、土曜日及び休日	21,000	34,000	39,000	55,000	73,000	84,000
1号楽屋		1,200	2,000	2,400	3,200	4,400	5,000	
2号楽屋、3号楽屋、6号楽屋及び7号楽屋		1室について 800	1室について 1,400	1室について 1,600	1室について 2,200	1室について 3,000	1室について 3,400	

野県松本文化会館の項中

大ホール	3,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	日曜日、土曜日及び休日	91,000	149,000	169,000	240,000	318,000	368,000
------	--------------------------	-------------	--------	---------	---------	---------	---------	---------

大ホール	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	日曜日、土曜日及び休日	91,000	149,000	169,000	240,000	318,000	368,000
		平日	85,000	145,000	170,000	230,000	315,000	360,000
		日曜日、土曜日及び休日	111,000	181,000	204,000	292,000	385,000	446,000

中ホール	3,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	日曜日、土曜日及び休日	27,000	44,000	50,000	71,000	94,000	108,000
1号楽屋、2号楽屋、3号楽屋及び10号楽屋		1室について	800	1,400	1,600	2,200	3,000	3,400
		1室について						

に、

中 ホ ル	3,000円を超え5,000円以下 の入場料を徴収して使用 する場合	日曜日、土曜日 及び休日	27,000	44,000	50,000	71,000	94,000	108,000
	5,000円を超える入場料 を徴収して使用する場合	平 日	25,000	43,000	51,000	68,000	94,000	107,000
		日曜日、土曜日 及び休日	33,000	54,000	61,000	87,000	115,000	133,000
1号楽屋、2号楽屋及び3号楽屋		1室について	1,200	2,000	2,400	3,200	4,400	5,000

を

リハーサル室	2,900	4,900	5,800	7,800	10,700	12,200
--------	-------	-------	-------	-------	--------	--------

に、

10号楽屋	800	1,400	1,600	2,200	3,000	3,400
リハーサル室	3,500	5,900	7,000	9,400	12,900	14,700

第1会議室及び第2会議室	1室について	1室について	1室について	1室について	1室について	1室について
	2,100	3,700	4,300	5,800	8,000	9,000
第3会議室及び第4会議室	"	"	"	"	"	"
	1,000	1,700	2,000	2,700	3,700	4,200

を

第1会議室及び第2会議室	1室について	1室について	1室について	1室について	1室について	1室について
	4,200	7,100	8,400	11,300	15,500	17,700
第3会議室	1,200	2,000	2,400	3,200	4,400	5,000
	1,000	1,700	2,000	2,700	3,700	4,200

に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

生活文化課



長野県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第30号

長野県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

長野県交通安全対策会議条例(昭和45年長野県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「8人」を「2人」に改め、同条第2号中「4人」を「2人」に改め、同条第3号中「3人」を「1人」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

生活文化課

長野県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第31号

長野県立自然公園条例の一部を改正する条例

長野県立自然公園条例(昭和35年長野県条例第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「削除」を「指定及び公園計画(第3条―第6条)」に、「指定及び公園計画(第10条―第13条)」を「保護及び利用(第7条―第26条)」に、「保護及び利用(第14条―第23条)」を「風景地保護協定(第27条―第32条)」に、「調査等及び損失補償(第24条―第27条)」を「公園管理団体(第33条―第38条)」に、「罰則(第28条―第32条)」を「調査等及び損失補償(第39条―第42条)」に、「第7章 雑則(第33条)」を

「第7章 罰則(第43条-第49条)に改める。  
第8章 雑則(第50条)」

第2条第1号中「すぐれた」を「優れた」に、「第10条」を「次条」に改める。

第2章を削る。

第10条第1項中「聞き」を「聴き」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改め、第3章中同条を第3条とする。

第11条第1項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第4条とする。

第12条第1項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条を第5条とする。

第13条第1項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第6条とする。

第3章を第2章とする。

第4章から第7章までの章名を削る。

第6条の次に次の章名を付する。

### 第3章 保護及び利用

第14条第2項中「第10条第2項」を「第3条第2項」に改め、第3章中同条を第7条とする。

第15条第1項中「の一」を削り、「若しくは第5号」を「若しくは同号」に、「行為又は」を「行為若しくは第7号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は」に改め、同項第11号を同項第14号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入る行為

第15条第1項第10号を同項第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

(11) 山岳に生息する動物その他の動物で規則で定めるもの(以下この号において「指定動物」という。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷する行為

第15条第1項第9号中「これに類する植物」を「の植物」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵する行為

第15条第1項に次の1号を加える。

(15) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第15条第2項を次のように改める。

2 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

第15条を第8条とする。

第16条第1項中「、又は」を「、若しくは」に、「際、」を「際」に改め、「の一」を

削り、「又は同項第5号」を「に着手している者又は同号」に、「者」を「者若しくは同項第7号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為に着手している者」に改め、同条第2項中「前条各号の一」を「前条第1項各号」に改め、同条を第9条とする。

第17条中「第15条第1項」を「次に掲げる行為については、第8条第1項」に改め、「、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものについては」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 第27条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの
  - (2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの
- 第17条を第10条とし、同条の次に次の7条を加える。

(利用調整地区)

第11条 知事は、県立自然公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に利用調整地区を指定することができる。

2 第3条第2項の規定は、利用調整地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 何人も、知事が定める期間内は、次条第1項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第8条第1項の許可を受けた行為（法第66条第2項の規定により例によることとされる法第56条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又は第8条第2項若しくは第9条第1項の届出をした行為（法第66条第2項の規定により例によることとされる法第56条第3項の規定による通知に係る行為を含む。）を行うために立ち入る場合
- (2) 非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合
- (3) 第27条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合
- (4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるものを行うために立ち入る場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合

(立入りの認定)

第12条 県立自然公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第3項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、知

事の認定を受けなければならない。

- (1) 県立自然公園を利用する目的で立ち入るものであること。
- (2) 風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、規則で定める基準に適合するものであること。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に認定の申請をしなければならない。
- 3 知事は、第1項の認定の申請に係る立入りが同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 4 知事は、第1項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、立入認定証を交付しなければならない。
- 5 第1項の認定を受けた者は、前項の立入認定証を亡失し、又はその立入認定証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その立入認定証の再交付を受けることができる。
- 6 第1項の認定を受けた者は、当該利用調整地区の区域内に立ち入るときは、第4項の立入認定証を携帯しなければならない。

(指定認定機関)

第13条 知事は、県立自然公園について、その指定する者(以下「指定認定機関」という。)に、前条に規定する知事の事務(以下「認定関係事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

- 2 指定認定機関の指定(以下この条から第17条までにおいて「指定」という。)は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
  - (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
  - (2) 破産者で復権を得ないもの
  - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)、この条例若しくは長野県自然環境保全条例(昭和46年長野県条例第35号)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - (4) 第17条第2項又は第3項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
  - (5) 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 4 知事は、指定をしたときは、指定に係る利用調整地区に関する認定関係事務を行わないものとする。
- 5 知事は、指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条第1項から第5項までの規定中「知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。

## (指定の基準)

第14条 知事は、前条第2項の申請に係る利用調整地区につき他に指定認定機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- (1) 職員、認定関係事務の実施の方法その他の事項についての認定関係事務の実施に関する計画が、認定関係事務の適確な実施のために適切なものであること。
- (2) 前号の認定関係事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 認定関係事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて認定関係事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、認定関係事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

## (指定認定機関の遵守事項)

第15条 指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、規則で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく）知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定認定機関は、毎事業年度の経過後3月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、知事に提出しなければならない。
- 4 指定認定機関は、知事の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
- 5 知事は、指定認定機関が前項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定認定機関が天災その他の事由によりその認定関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その認定関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 6 知事が前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関が第4項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が第17条第2項若しくは第3項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、規則で定める。

## (秘密保持義務等)

第16条 指定認定機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）及びその職員並びにこれらの者であつた者は、認定関係事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

- 2 指定認定機関及びその職員で認定関係事務に従事する者は、刑法（明治40年法律第

45号) その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定認定機関に対する監督命令等)

第17条 知事は、第12条から次条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 知事は、指定認定機関が第13条第3項各号(第4号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。

3 知事は、指定認定機関が第15条の規定に違反したとき、同条第1項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第1項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

4 第13条第5項の規定は、前2項の規定による指定の取消しについて準用する。

第33条を第50条とする。

第50条の前に次の章名を付する。

#### 第8章 雑則

第50条の前に次の1条を加える。

第49条 知事は、第12条第6項の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入った者に対し、5万円以下の過料を科する。

第32条中「前4条」を「第43条、第44条、第46条又は前条」に改め、同条を第48条とする。

第31条中「一に」を「いずれかに」に、「20万円」を「30万円」に改め、同条第7号を削り、同条第6号中「第24条第2項」を「第39条第2項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号中「第24条第1項」を「第39条第1項」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号中「第22条第2項」を「第24条第2項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第3号中「第22条第1項第1号」を「第24条第1項第1号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第2号中「第18条第2項」を「第20条第2項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第1号中「第18条第1項」を「第20条第1項」に改め、同号を同条第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

(1) 偽りその他不正の手段により第12条第5項の立入認定証の再交付を受けた者

(2) 第15条第4項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した者

(3) 第18条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第31条に次の1号を加える。

(10) 第40条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第31条を第47条とする。

第30条中「第19条第1項」を「第21条第1項又は第36条」に、「30万円」を「50万円」に改め、同条を第46条とし、同条の前に次の1条を加える。

第45条 第16条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第29条中「一に」を「いずれかに」に、「30万円」を「50万円」に改め、同条第1号中「第15条第1項」を「第8条第1項又は第11条第3項」に改め、同条第2号中「第15条第2項」を「第19条」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 偽りその他不正の手段により第12条第1項の認定を受けた者

第29条を第44条とする。

第28条中「第23条」を「第26条第1項」に、「50万円」を「100万円」に改め、同条を第43条とする。

第43条の前に次の章名を付する。

#### 第7章 罰則

第27条第1項中「第44条」を「第64条」に改め、同条を第42条とする。

第26条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条中「第22条第2項」を「第18条」に、「及び第25条第1項の職員」を「、第39条第2項及び前条第1項の職員並びに第26条第2項の原状回復等を行おうとする者」に改め、同条を第41条とする。

第25条第1項中「かき」を「垣」に改め、同条第2項中「本条中」を「この条において」に、「かき」を「垣」に改め、同条第3項及び第4項中「かき」を「垣」に改め、同条を第40条とする。

第24条第1項中「第15条第1項」を「第8条第1項若しくは第11条第3項第5号」に、「第19条第1項」を「第21条第1項」に、「とる」を「執る」に改め、同条第2項中「第15条第1項若しくは第19条第1項又は前条」を「第8条第1項、第11条第3項第5号、第21条第1項又は第26条第1項」に、「第15条第1項各号若しくは第18条各号」を「第8条第1項各号、第11条第3項第5号若しくは第20条第1項各号」に改め、同条を第39条とする。

第39条の前に次の章名を付する。

#### 第6章 調査等及び損失補償

第6章の前に次の2章を加える。

#### 第4章 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

第27条 県若しくは市町村又は第33条第1項の規定により指定された公園管理団体で第34条第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、県立自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権

利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」という。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

- (1) 風景地保護協定の目的となる土地の区域(以下「風景地保護協定区域」という。)
  - (2) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項
  - (3) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項
  - (4) 風景地保護協定の有効期間
  - (5) 風景地保護協定に違反した場合の措置
- 2 風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。
- 3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。
  - (2) 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。
  - (3) 第1項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。
- 4 市町村が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。
- 5 第1項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事の認可を受けなければならない。

(風景地保護協定の縦覧等)

第28条 県又は市町村は、風景地保護協定を締結しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告の日から2週間関係者の縦覧に供さなければならない。知事が前条第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請を受けたときも、同様とする。

- 2 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、当該公告をした県若しくは市町村又は知事に意見書を提出することができる。

(風景地保護協定の認可)

第29条 知事は、第27条第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

- (1) 申請手続が法令に違反しないこと。
- (2) 風景地保護協定の内容が、第27条第3項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(風景地保護協定の公告等)

第30条 県又は市町村は、風景地保護協定を締結したときは、規則で定めるところによ



り、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。知事が前条の認可をしたときも、同様とする。

(風景地保護協定の変更)

第31条 第27条第2項から第5項まで及び前3条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第32条 第30条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第5章 公園管理団体

(指定)

第33条 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法(明治29年法律第89号)第34条の法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を告示しなければならない。
- 3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

(業務)

第34条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。
- (2) 県立自然公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。
- (3) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- (5) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第35条 公園管理団体は、県及び市町村との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務

を行わなければならない。

(改善命令)

第36条 知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(指定の取消し等)

第37条 知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(情報の提供等)

第38条 県は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第23条の見出しを「(中止命令等)」に改め、同条中「第15条第1項の規定に違反した者又は同条第2項」を「第8条第1項若しくは第11条第3項の規定、第19条」に、「若しくは第19条第1項」を「又は第21条第1項」に、「おいて」を「おいて、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて」に、「、又は」を「、若しくは」に、「場合には」を「場合に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条及び第41条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

第23条を第26条とする。

第22条の2中「キャンプ場」を「キャンプ場」に改め、同条を第25条とする。

第22条第1項中「の一」を削り、同項第1号中「おこさせる」を「起こさせる」に改め、同項第2号中「けんお」を「嫌悪」に改め、同条を第24条とする。

第21条第2項中「第10条第2項」を「第3条第2項」に改め、同条を第23条とする。

第20条中「の一」を削り、同条第3号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「際、」を「際」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「規則」を「規則」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第27条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従

つて行うもの

第20条を第22条とする。

第19条第1項中「の一」を削り、「とる」を「執る」に改め、同条を第21条とする。

第18条第1項中「の一」を削り、同項第1号中「こえる」を「超える」に改め、同条を第20条とする。

第17条の次に次の2条を加える。

(報告徴収及び立入検査)

第18条 知事は、第12条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(条件)

第19条 第8条第1項及び第11条第3項第5号の許可には、県立自然公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

環境自然保護課

長野県希少野生動植物保護条例をここに公布します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

## ○長野県条例第32号

長野県希少野生動植物保護条例

目次

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 個体の取扱いに関する規制

第1節 個体の所有者の義務等(第9条・第10条)

第2節 指定希少野生動植物の個体の捕獲等の届出(第11条・第12条)

第3節 特別指定希少野生動植物の個体の捕獲等の禁止(第13条-第16条)